令和7年7月

保健総務課医事チーム

医師（又は歯科医師）以外による診療所開設届について

【添付書類】

①　管理者となる臨床研修等修了医師（又は歯科医師）の履歴書、臨床研修修了登録証医師免許証の写し（原本照合が必要）

※　開設許可時において、既に他の保健所において原本照合を行ったもので開設するまでに変更のない場合は、添付不要。

②　診療に従事する医師（又は歯科医師）及び薬剤師の履歴書及び免許証の写し（開設許可申請時に未提出及び変更のある場合）

【留意事項】

①　臨床研修等修了医師（又は歯科医師）以外の者で診療所の開設許可（法第７条第１項）を受けた者は、診療所を開設したときは、１０日以内に開設届を要する｡（令第４条の２第１項）

②　届出記載内容は、開設許可及び使用許可の内容と合致すること。

③　管理者になる臨床研修等修了医師（歯科医師）は、他の医療機関で管理を行っていないこと。（管理者である診療所等が休止中である場合にも、他の医療機関の管理者となることは認められない。）

④　管理者は、診療時間中は当該診療所に常時勤務するものであること。

⑤　医師が常時３人以上勤務する診療所は専属の薬剤師（常勤１名以上）が配置されていること。（診療所専属薬剤師設置免除許可を受ける場合を除く。）